

平成29年(ワ)第164号、平成30年(ワ)第55号

福島原発避難者損害賠償請求事件(第三陣訴訟)

原告 猪狩弘道 外 163名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面 (31)

(富岡町の状況と現況について)

2023(令和5)年5月10日

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 小野寺 利孝



弁護士 広田 次男



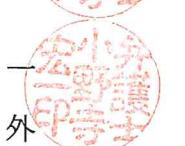
弁護士 米倉 勉



弁護士 笹山 尚人



弁護士 小野寺 宏外



はじめに

本書面では、富岡町について、本件訴訟において2022（令和4）年6月12日に実施された現地進行協議の結果（甲A第119号証）を踏まえて、本件事故から12年を経た今でも、故郷剥奪被害が継続していることを論じる。

第1 震災前の富岡町の状況

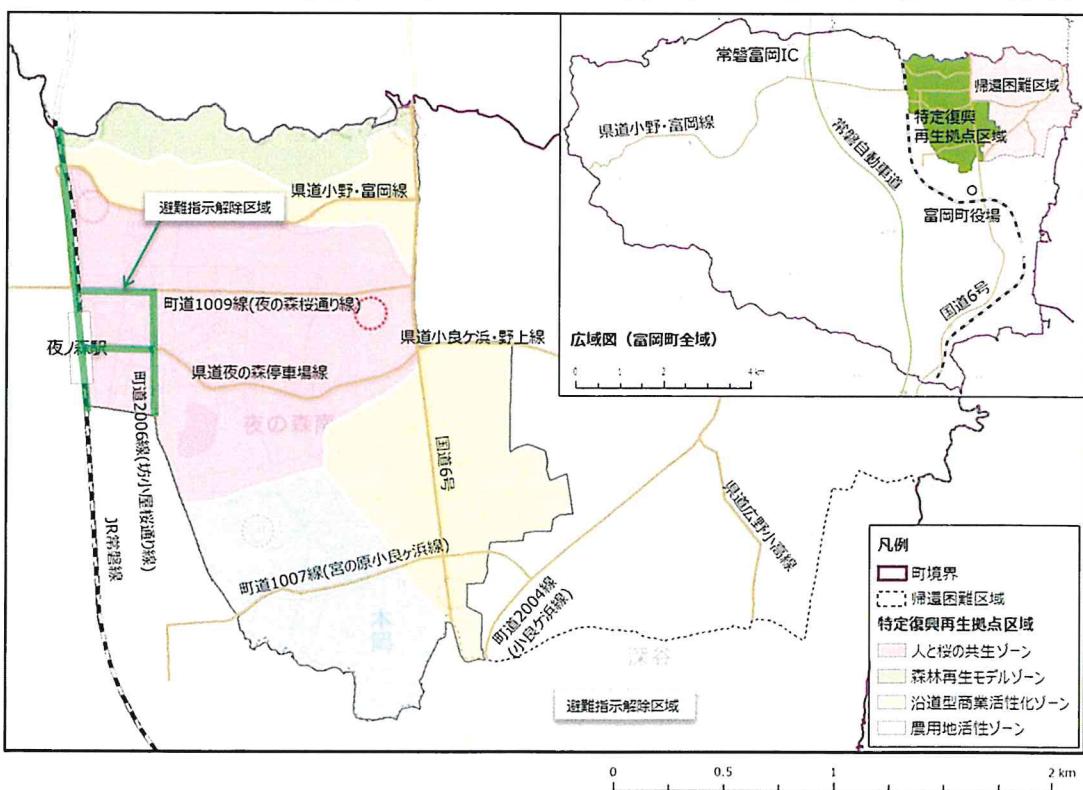
震災前の富岡町の状況については、原告ら準備書面(4)において詳述したとおりである。

第2 富岡町の現状

1 特定再生復興拠点の指定及び避難指示解除

富岡町の一部については、避難指示が2017（平成29）年4月1日付で解除された。また、富岡町の帰還困難区域に指定された区域のうち、西側の区域（約390ヘクタール）は、特定復興再生拠点区域とされた。

特定復興再生拠点区域は、森林再生モデルゾーン、沿道型商業活性化ゾーン、人と桜の共生ゾーン、農用地活性ゾーンに区分されている（甲A第299号証）。



この特定復興再生拠点区域は、2020（令和2）年3月10日午後6時をもって、避難指示が解除された。図からも明らかなどおり、特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域と隣接しており、除染がされていない帰還困難区域の高線量の放射線量の影響を受ける可能性が指摘されている。

2 人口動態

富岡町の人口は、2011（平成23）年3月31日時点で、15,830人であった。

避難指示が解除された2017（平成29）年4月1日以降の人口、世帯数、富岡町内居住者数、町内居住世帯数等の状況は次表のとおりである。

時期	人口（人）	世帯数（世帯）	富岡町内居住者数	町内居住世帯数	本件事故時の人 口（15830人） に対する町内居 住者の割合	人口全体に対す る町内居住者の 割合
2011年3月31日	15,830					
2017年5月1日	13,446	5,454	128	86	0.81%	0.95%
2017年6月1日	13,414	5,443	172	111	1.09%	1.28%
2017年7月1日	13,389	5,433	193	123	1.22%	1.44%
2017年8月1日	13,329	5,419	215	137	1.36%	1.61%
.....						
2018年4月1日	13,172	5,482	561	385	3.54%	4.26%
2018年5月1日	13,185	5,507	614	426	3.88%	4.66%
.....						
2019年4月1日	12,913	5,539	922	617	5.82%	7.14%
.....						
2020年4月1日	12,539	5,564	1,292	899	8.16%	10.30%
.....						
2021年4月1日	12,206	5,584	1,594	1,111	10.07%	13.06%
.....						
2022年1月1日	12,043	5,617	1,816	1,277	11.47%	15.08%
2022年2月1日	12,023	5,612	1,833	1,288	11.58%	15.25%
2022年3月1日	11,995	5,616	1,846	1,297	11.66%	15.39%
2022年4月1日	11,902	5,606	1,874	1,309	11.84%	15.75%
2022年5月1日	11,947	5,666	1,964	1,383	12.41%	16.44%
2022年6月1日	11,923	5,675	2,001	1,411	12.64%	16.78%
2022年7月1日	11,888	5,666	2,010	1,419	12.70%	16.91%
2022年8月1日	11,871	5,665	2,026	1,430	12.80%	17.07%
2022年9月1日	11,834	5,659	2,042	1,438	12.90%	17.26%
2022年10月1日	11,824	5,661	2,063	1,449	13.03%	17.45%

(甲A第300号証、甲A第301号証)

これによると、2022（令和4）年10月1日時点でも、本件事故当時の人口に

に対する町内居住者の割合は 13%にすぎない（人口全体に対する居住者の割合でみても 17.45%にとどまる）。しかも、ここには新規流入者も含むため、帰還者の比率はより小さくなる。

また、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された 2022（令和 4）年 3 月以降、顕著な町内居住者数や町内居住世帯数の増加がみられない。すなわち、2022（令和 4）年 3 月 1 日時点の町内居住者数は 1,846 人であるが、2022（令和 4）年 10 月 1 日時点の町内居住者数は 2,063 人であり、町内居住者数の推移としては、217 人の増加となっているにとどまる。このうち、特定復興再生拠点区域が解除されたことに伴い町内に居住することになった人の割合は不明であるが、いずれにしても、特定復興再生拠点区域の避難指示解除により帰還が加速されたといえる状況にはない。

本件事故前に比較すると、町内居住者数は 13%にとどまっており、富岡町が避難指示の解除により、本件事故前の状況を取り戻したということはできない。

3 現地進行協議の結果から判明した富岡町の現況（甲 A 第 119 号証）

（1）商業

ア 中央商店街の現状

富岡町の中央商店街は、約 1 km にわたる商店街で、飲食店、薬局、雑貨店、金融機関、学習塾など多種多様な店舗が 50 店舗以上立ち並び、町民の日常の買い物等は、この商店街で足りていた。また、町外のから買い物客もかなり来ていた。商店の中には、大原衣料品店のような、江戸時代から続く商店も残っていた。

本件原発事故前は、毎年 8 月には盆踊大会や夏祭り、毎年 11 月中旬ころには「えびす講まつり」「えびす講市」が催され、道路両側に露天が並んで賑わっていた。

ところが、本件原発事故後、避難指示解除後 5 年以上経過した現在では、店舗の建物が取り壊されて更地になったり（「ステップワン」「子供服のコアラクラブ」「稻元新聞店」など）、建物の看板が外されたり消されたり（「東北大進学会」「東邦銀行」など）、建物や看板は残っていても閉鎖していたり（「ほたて最中」「ビューティーサロンふかや」「ホンダ」「カテキョー学院」「相双信用組合」「くすりの松屋薬局」「福島銀行」など）、店舗は開いていても復興

工事関連の企業が間借りしていたり（「東建工業」）という状況で、およそ商店街としての機能を失っている。

中央商店街の周辺をみても、公共施設や金融機関はいくつか再開しているが、日常生活の買い物に必要な商店はほとんど再開していない。

また、中央商店街が所在する中央 2 丁目では、建物の解体・撤去が進み、年々更地が増加しており、近隣の中央 1 丁目及び本町 1 丁目、2 丁目においては、それまでの店舗や住宅に代わって、作業員宿舎として使われる集合住宅の敷地として利用される割合が増加している。

イ さくらモールとみおか

現在の「さくらモールとみおか」は、もともとはショッピングセンター「トムトム」であったが、避難指示解除に当たって、町が施設を買い取って、ダイユーエイト、ヨークベニマル、ツルハドラッグなどに出店を依頼し開店した。平日の昼頃は、原発作業員の昼食用に賑わっているが、現在は入っている店舗のいずれもが夜 7 時までの営業となっている。また、現在のフードコートは全店日曜休業であり、平日の営業時間はいずれも 11 時～14 時 30 分となっている。隣接する児童施設「わんぱくパーク」については、子育て世代がほとんどいないため利用状況は盛況とはいえない状況のままである。

(2) 農業

ア 富岡町の農業の概況

東京電力関係や公務以外の生業が町内で極めて乏しいことは、「米の作付け状況」に端的に現れている。震災前の富岡町においては 762 戸の農家が 545ha の田に稲の作付をしていたのに対し、稲作の本格再開が可能となった 2018 年度における見込み作付け面積は約 10ha、関係する農業者はわずか 4 戸と 1 団体にとどまっている（甲 A 第 18 号証）。

この傾向は現在まで（最新のデータは 2020 年）続いており、水稻の経営団体は 4 経営体、作付面積は 6 ha にとどまる。また、同データによると、「農業に 60 日以上従事した世帯員、役員・構成員（経営主を含む）数」は 7 人、基幹的農業従事者数は 8 人に過ぎない（甲 A 第 302 号証）。

イ 富岡町下郡山原下地区（大規模水田）の現況

本件事故前約 50 戸が稲作を行っていたが、帰還している農家はなく、水

田周辺に見える家屋のほとんどは現在も空家となっていた。

現在、原下地区の大規模水田を耕作している「ふるさと生産組合」には地元の農家 10 数戸が参加しているが、帰還している組合員は 1 人にとどまる。他の組合員は避難先あるいは移転先から通いながら水田耕作をしている状況である。現在の組合員の次の世代は、避難先あるいは移転先で新たな仕事に就いているため、後継者の確保は見通せていない。現在は、「水稻作付再開補助金」が支給されるなど営農再開のための各種支援策があり、田植えや刈り取りの時期等には、ボランティア団体が協力するといった取組も行われているようであるが、こうした支援策がなくなった後も永続的に稻作を続けていけるかは見通せていない。

ウ 富岡町大字本岡字日向の現況

日向地区の水田においては、避難指示が解除されるに先んじて行われた農業復興組合による農地保全事業により、2016（平成 28）年から 4 年間にわたり、除染や除草、水路の保全などがなされてきたが、現在は、耕作されていない。

富岡町による農地保全事業の対象地のうち、大半は耕作されておらず、富岡町の農業は壊滅的になっている。

（3）公共交通機関

ア 富岡駅

富岡駅は、本件原発事故前は、福島県双葉郡内における特急列車が停車する主要駅であった。上下線合わせて 1 日に 46 本の列車が発着しており、そのうち 12 本は特急列車であった。また、「お座敷うつくしま浜街道号」が、毎週土曜日発着していた。さらに駅前は、川俣・大熊方面のバスの起点になっていた。また、駅の周辺には駅前商店街があった。

津波の影響で駅舎が流された後、事故で警戒区域に指定されたため、再建ができなくなった。避難指示を解除後の 2017（平成 29）年 10 月 21 日に常磐線竜田駅—富岡駅間で電車の運転が再開されたが、運行本数と利用者数は大幅に減少した。また、利用客の減少に伴い運転再開時には有人駅であったが、2020 年 3 月からは無人駅となっている。運行本数は、2022 年現在、上下線合わせて 1 日に 28 本の列車に減少し、特急列車はそのうち 6 本のみに

なった。「お座敷うつくしま浜街道号」の運行もなくなった。

乗車人員数も、1日あたりの平均が、事故前の2010年が474人であったのに対し、本件事故後の2018年には、半数以下の225人に減少している。

なお、駅前を発着するバスについては、事故後、駅前からの路線バスが運行を再開したものの、本数は少なく、路線数も減少している。避難指示解除後は、富岡町が民間委託した循環バスが、富岡駅から大野駅方面で運行しているものの、1日4本のみとなっている。

駅前商店街の商店はほぼすべてが廃業した状態となっている。

イ 夜ノ森駅

本件原発事故により不通となっていた常磐線富岡駅と浪江駅間の運転が再開された2020（令和2）年3月14日に夜ノ森駅も営業を再開した。本件原発事故前の2011（平成23）年3月当時は、上下各16本の普通列車が発着し、1日あたりの平均乗車数は、2010（平成22）年度で359名であり、JR富岡駅の474名と遜色のない利用状況であった。

原発事故前は、簡易委託駅ではあったが、駅で切符を買うことができたが、現在は、完全な無人駅となっている。

（4）公務サービス

ア 福島富岡簡易裁判所

福島富岡簡易裁判所は、双葉郡8か町村（広野町・楢葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村）を管轄する簡易裁判所であった。8か町村の2010年国勢調査における人口は、合計72,822人、世帯数は25,471であった。

検察統計による富岡区検察庁の事故前の事件処理の状況は、道交法違反事件を除く被疑事件の受理件数は、2008年以降、おおむね年間310～350件で推移していた。処理状況としては、2008年以降、毎年おおむね年間40件から50件の略式請求がされており、事故前はおおむね年間250件前後の道交法違反被疑事件を受理し、略式請求事件がおよそ年間110件から150件程度となっており、福島富岡簡裁においては、毎年150件から200件程度の略式手続事件が処理されていた。

2017（平成29）年4月1日に富岡町は一部地域を除いて避難指示が解除

されたが、簡易裁判所の事務が、福島富岡簡易裁判所の庁舎に戻されることはなく、現在も民事事件については郡山簡易裁判所で、刑事事件についての事務はいわき簡易裁判所で執り行われているままの状態が続いている。双葉郡8か町村では、裁判所を再開する必要がない状態、人々の暮らし、生活が奪われている状態が続いていることを象徴している。

イ 「学びの森」

「学びの森」は、富岡町文化交流センターと富岡町図書館が併設された複合施設であり、本件原発事故前の2004（平成16）年に設立された。本件事故前には、年間約10万人の利用者があったが、避難指示解除後は、約3万人に減少しているとのことである。

同施設の隣のアーカイブミュージアムでは、原発事故によって、富岡町が未だ復興していない状況であることが確認できる資料が展示されている。

ウ 福祉の里

本件事故前、富岡町大菅地区及び高津戸地区には、県立富岡支援学校（旧富岡養護学校）、養護老人ホーム東風荘、特別養護老人ホーム館山荘、指定障害児入所施設東洋学園、指定障害者支援施設東洋育成園など居住型の福祉施設が設置され、一帯が「福祉の里」と呼ばれていた。

本件事故当時の各施設の定員は、東風荘75名、館山荘80名、東洋学園児童部80名、同成人部49名、東洋育成園50名であった。また、館山荘には定員30名のデイサービスセンターが併設され、訪問介護事業も行っていた。

しかし、現在、「福祉の里」にあったこれらの施設は、事故後、すべて富岡町から姿を消している。

避難指示解除後、富岡第一小学校跡地にトータルサポートセンターとみおかに富岡町内唯一の入居施設として特別養護老人ホームが設置されたが、定員は、ショートステイ2床含む計50床であり、2022年現在の入所者は、19名にとどまっている。

同センターの延べ利用者数は、2022年4月時点で106名にとどまっている。

（5）医療機関

避難指示解除後の2018（平成30）年4月23日、福島県が設置した双葉郡

の2次救急医療を担うふたば医療センター付属病院が開院した。附属病院には、「救急科」と「内科」が設置されているが、救急で来た患者の診察・入院治療が中心であり、一般外来の診察は受け付けていない。ふたば医療センター附属病院は、2次救急医療のみを対象とする医療機関であり、富岡町の住民に対し日常的な医療を提供する医療機関ではない。

なお、医療センターには、常駐の医師がおらず、医師が毎日交代でドクターヘリを使って派遣されているとのことである。

(6) 教育機関

ア 富岡町の教育機関の概況

「統計とみおか」平成22年度版（甲A第14号証）によれば、2010（平成22）年5月1日現在、町内各学校への就学状況は次のとおりであった。

幼稚園（3園）	215人
小学校（2校）	959人
中学校（2校）	580人
高等学校	314人
養護学校	111人

合計 2179人（このほかに保育所に通う乳幼児が245人いた。）

これに対し2018（平成30）年4月に再開された富岡町立小・中学校の児童・生徒数はわずか20人にすぎない（甲A第22号証）。

さらに、令和2年度学校基本統計（甲A第217号証）によると、2020年5月1日時点（同統計3頁参照）の生徒数等は、次表のとおりである。

	2010年5月1日時点		2020年5月1日時点			
	園、学校の数	生徒数	園、学校の数	生徒数	令和2年度学校 基本統計該当 ページ	備考
幼稚園	3	215	2	39	31、33	
幼保連携型認定こども園			1	19	37.39	
小学校	2	959	4	35	45.48	分校2を含む。
中学校	2	580	4	15	59.61	分校2を含む。
高等学校	1	314	1	0	88.89	
養護学校	1	111	1			データなし
合計		2179		108		

養護学校については、本件事故前は福島県立富岡支援学校が双葉郡富岡町大菅地区で運営されていたが、本件事故後は、いわき市に移転して運営されており、富岡町内には存在しない（甲 A 第 303 号証）。

イ にこにこども園

本件原発事故当時、富岡町内には富岡保育所と夜ノ森保育所の 2 つの保育所、富岡幼稚園と夜の森幼稚園の 2 つの幼稚園があった。

原発事故後、4 か所の未就学児向けの施設を集約し、旧富岡保育所の施設を利用して設立されたのが富岡町立にこにこども園である。

本件原発事故当時、2 つの保育園には合計 261 名、2 つの幼稚園に合計 192 名の合計 453 名が通所、通園していたが、2022（令和 4）年 4 月 5 日時点におけるこども園の園児数は 54 名である。このうち親が富岡町出身者の園児は 15 名にとどまる。

ウ 富岡小学校・中学校

本件事故前、富岡町内には、富岡第一小学校、富岡第二小学校の 2 校の小学校及び富岡第一中学校、富岡第二中学校の 2 校の中学校があった。2010（平成 22）年度、小学校 2 校には合計 959 名、中学校 2 校には 580 名の児童・生徒が在籍していた（甲 A 第 14 号証）。

2011（平成 23）年 9 月、田村郡三春町の近くに避難した児童、生徒を集め、富岡町小中学校三春校が開校したが、再開時の同校の児童・生徒総数は 57 名に過ぎず、その後も漸減を続けてきた。なお、三春校は 2022（令和 4）年 3 月末をもって閉校した。

2017（平成 29）年 4 月 1 日に富岡町の避難指示が解除されたことを受け、翌 2018（平成 30）年 4 月から町内で学校が再開された。富岡第一中学校の校舎を改修利用し、小・中 4 校が併存する形での富岡小中富岡校としての再開である。同じ建物内に、4 校があり、校長も 4 人いる、という形式であった。2022（令和 4）年 4 月からは、小学校 2 校、中学校 2 校をそれぞれ制度としても統合されて小中一貫校となっている。

2022 年 4 月現在、富岡小中学校に通学する児童・生徒は、中学生 21 名（うち、富岡町出身者の子は 9 名）、小学生 35 名（うち、富岡町出身者の子は 15 名）の計 56 名である。

エ 富岡支援学校

富岡支援学校は、本件原発事故があった 2011（平成 23）年度は、県内各地の養護学校に生徒・職員を受け入れてもらい、「分教室」という形で学校運営を行い、2012（平成 24）年度からいわき市馬目地区にある聴覚支援学校平校の敷地内に仮設校舎を設置して 1ヶ所での学校運営を再開させた。

その後、2017（平成 29 年）度から小学部のみ馬目地区に残し、中学部・高等部についてはいわき市四倉の四倉高校内に設置した校舎に移転させ、現在、2 か所に分かれて学校運営を行っているが、富岡町内で学校が再開する見通しは立っていない。

（7）観光

富岡町岩井戸地区には鉱泉宿があり、遅くとも明治期には、町の内外の住民により利用されていた。本件事故前には、岩井戸鉱泉には、うめだ屋、鶴屋、松乃屋の 3軒の旅館が並んで建っており、2010（平成 22）年の入り込み客数は、3軒合計で推計 52,303 人とされている。

しかし、本件原発事故に伴う避難指示により、鉱泉の使用はできなくなり、避難指示解除後も利用客は全くいなくなつたため、3 軒の旅館は建物等も含めすべて解体され、鉱泉を利用することはできなくなっている。

（8）新たな産業

2015（平成 27）年 11 月 30 日に変更された富岡町復興整備計画において、大石原・下千里地区 40ha、高津戸・清水前地区 40ha、さらに 2016（平成 28）年 1 月には杉内地区 43ha にも水田を農地転用してメガソーラー発電施設が整備されることとされた

このうち大石原・下千里地区には、2017（平成 29）年 11 月に約 40 ha の敷地に、約 11 万枚の太陽光パネルが設置され、発電規模は年間 33,000 メガワットアワー、一般家庭約 9,100 世帯分の電力を貯う規模の発電所が運転を始めている。もともと約 40ha 230 筆の敷地は農業振興地域の指定を受け、農地転用が禁止されている水田であったが、避難指示区域の復興整備の特例としてメガソーラー施設の整備が進められた。原発事故によってこの地域の基幹産業であった水稻栽培が奪われ、農地転用して敷地として利用されており、今後、再度農地に戻る見込みはない。

(9) 夜ノ森地区の現状

ア 帰還困難区域との境界

この地域では、住宅街の真ん中に帰還困難区域の境界線が引かれており、住民は理不尽と感じている。

そして、富岡町の住民によると、避難指示が解除された夜ノ森地域で、帰還した住民はほとんどいない。今後、帰還する住民がいるとしても、それは高齢者であって、子育て世代が戻ることは考えられない。再開した富岡町役場の職員についても、夜ノ森地域に帰還して通勤しているのではなく、以前支所があった郡山市内から通勤している者が多い。

夜ノ森の一部は、「特定復興再生拠点」に指定され、2022年3月、避難指示が解除された。帰還困難区域側は、「人と桜の共生ゾーン」「農地活用ゾーン」などに指定されているが、住民らは、帰還や復興は諦めている。そして、これら復興ゾーンから漏れている帰還困難区域に居住していた住民は、「置いて行かれてしまった」との感想を持っている。

本件原発事故前、この地域の商業施設は、ヨークベニマル、リフレ富岡という温泉施設があったが、これらは現在も再開していない。

イ 桜祭り

夜ノ森地域の桜は、1900（明治33）年にソメイヨシノ300本が植えられたのが始まりとされ、1910（明治43）年に、更に1000本が植えられ、現在は、2000本以上が植えられている。

本件原発事故前、帰還困難地域の中にある夜ノ森公園をメイン会場として、毎春、夜ノ森のさくら祭りが開催され、約15万人の花見客で賑わっていた。さくら祭りでは、よさこい踊りや、夜のライトアップなども催され、テレビでも放映されていた。富岡町は、町の木として桜を指定しており、富岡町民にとって、さくら祭りは、町をあげての一大イベントであった。

本件原発事故後、さくら祭りは6年間中止され、2017（平成29）年に再開され初日には約1,200人が訪れた。しかし、全長2.2キロメートルの桜並木のうち1.9キロメートル部分は依然として帰還困難区域であったため、メイン会場も、夜ノ森公園ではなく、富岡第二中学校内に設置された。

2022（令和4）年の「桜まつり」来場者数は、22,000人であり、本件事故

前の水準には到底及んでいない（甲 A 第 304 号証）。

ウ 夜ノ森駅のツツジ

本件原発事故前、夜ノ森駅構内には、約 6,000 株のツツジが植えられており、全国花いっぱい「花と緑の駅」コンクールで日本一になったり、JR 特急が社内アナウンスでツツジをアナウンスしたり、全国から写真を撮るために人が集まってきたりしていた。

ところが、本件原発事故後、土壤やツツジそのものから 1 キログラム当たり数万ベクレルの放射性物質が検出されたため、2016 年に、すべて伐採された。

4 「復興状況」について

(1) 営業再開状況

商業施設、教育関係施設、医療施設は一部再開されているものの、いずれも「復興」と言うにはほど遠いものであることは原告ら準備書面(5)の 5 で詳述したところであるが、2019（平成 31）年以降の統計資料に基づき、現在もなお復興とは言えない状況に置かれている状況を補充して主張する。

(2) 現在の富岡町の産業の概要

ア 事業所

令和 3 年経済センサス活動調査産業別集計(製造業・概要版)結果第 4 表（甲 A 第 305 号証）によると、富岡町の事業所数（従業員 4 人以上の事業所）は、2021（令和 3）年時点で 2 事業所、従業員数は 65 人、製造品出荷額、付加価値額はいずれも 0 となっており、復興が進んでいないことが表れている。

イ 商業

商業統計調査は、2020（令和 2）年 3 月 31 日に廃止され、アで引用した経済センサスに一体化された。前述のとおり、富岡町では、製造品出荷額、付加価値額は 0 となっている。

ウ 工業

前述のとおり、富岡町では、製造品出荷額、付加価値額は 0 となっている。

エ 漁業、農業

2018 年時点で、漁業の経営体は 1 経営体、漁獲量も 0 となっている（甲 A

第 302 号証)。

才 医療施設

富岡町で再開している医療施設は、ふたば医療センター附属病院(救急科、内科)、とみおか診療所(内科・外科・精神科)、さいとう眼科(眼科)、富岡中央医院(外科、内科、小児科、麻酔科)、穴田歯科医院(歯科)、さくら歯科医院(歯科)のみである。診療科目として、網羅されているとはいはず、住民が医療環境の不足を感じていることは、住民意向調査の結果からも、明らかである。

5 「空間放射線量の推移」について

原告ら準備書面(5)以降の富岡町における空間放射線量について補充する。

富岡町内の空間放射線量については、町内の放射線量調査(町内 140ヶ所の定点測定)が公表されている(甲 A 第 306 号証)。なお、同調査は、1 番から 120 番までが、当初の避難指示解除区域、121 番から 131 番までが特定復興再生拠点区域、132 番から 140 番までが帰還困難区域である。

2022 年 11 月 2 日時点の調査では、当初の避難指示解除区域では、最高 $0.65\mu\text{Sv/h}$ となった地点があるが、おおむね線量は低い。ただし、放射線量が高い地域があるということは、ホットスポットがあるのではないかという不安を居住者に与えるものである点に注意が必要である。

特定復興再生拠点区域では、最大 $0.87\mu\text{Sv/h}$ となった地域があり、また、全体的に、当初の避難指示解除区域よりも高い水準となっている。

帰還困難区域では、最大 $6.85\mu\text{Sv/h}$ であり、除染が進んでいないことがわかる。

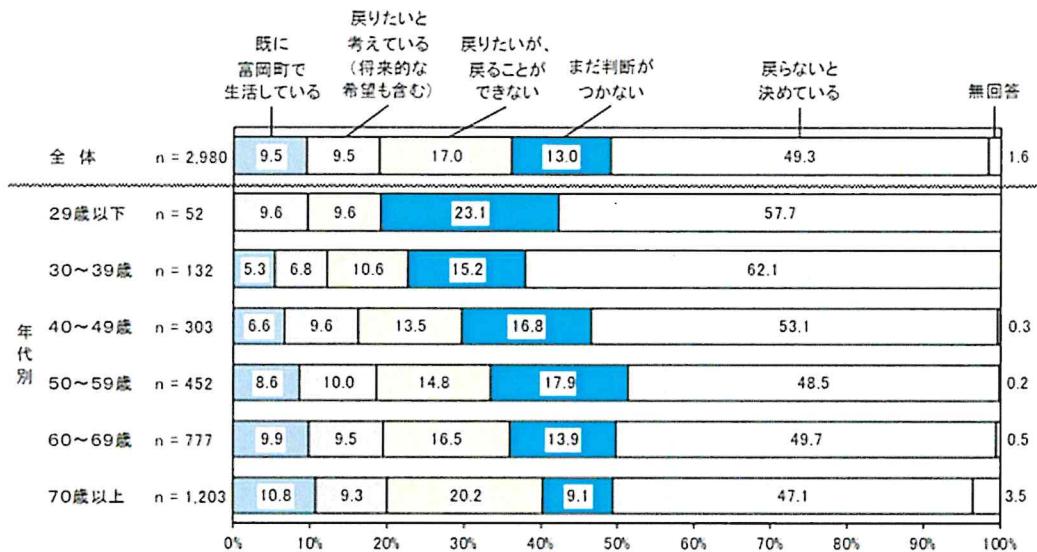
富岡町は、帰還困難区域が隣接しており、風雨などにより、これらの高い放射線量の影響を居住者が受けける可能性がある。

6 「帰還」等に関する住民の意向

(1) 復興庁および福島県・富岡町は、2021(令和 3) 年 8 月 30 日～9 月 13 日に実施した「富岡町住民意向調査」(有効回収率 47.7%) の結果を 2021(令和 3) 年 12 月に発表した(甲 A 第 307 号証)。

調査項目中の「帰還の意向」に対する全体的回答状況は以下のとおりである(同 5 頁)。

< 令和3年度 >



これによると、すでに富岡町で生活している人が 9.5%、戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）人が 9.5%であり、その合計は 19%となる。

前述のとおり、富岡町で現に居住している人の比率は 13%～17%程度であり、おおむね住民意向調査の結果と合致している。

この住民意向調査の結果を踏まえると、富岡町の今後の帰還者数の推移としては、大きな上昇は見込めないことがわかる。

また、この帰還意向で特筆するべきこととしては、29歳以下の世帯が、現に居住していると回答した人がいないことである。

(2) 富岡町での生活上の問題点

「富岡町内で今後の生活において必要だと感じていること」は、次表のとおりである。

医療機関、介護機関、商業施設、防犯対策、放射線被ばくに関する健康調査、コミュニティ活動などが不十分であり、必要とされていることがわかる。「富岡町へ帰還する場合に必要な施策」（同 9 頁）、「富岡町への期間を判断するために必要なこと」（同 11 頁）も、おおむね同様の傾向的回答となっている。

「富岡町への帰還ができない、帰還の判断がつかない、帰還しない理由」についてもおおむね同様の傾向で、原子力発電所の安全性への不安、生活用水の安全性への不安、放射線量への不安、医療、生活インフラ、介護等の不安、すでに生活基盤ができていることが挙げられる（同 12 頁）。

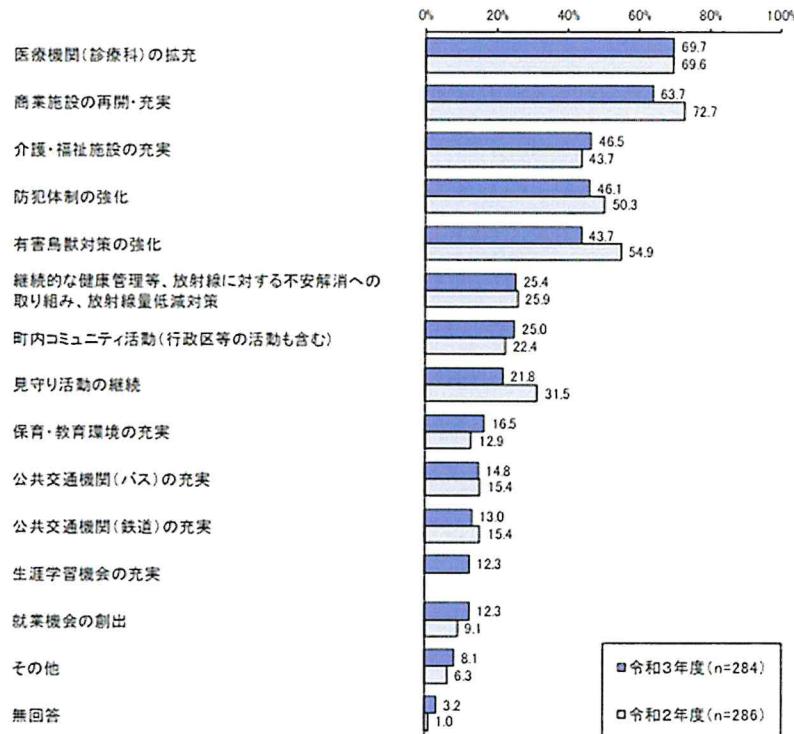
これらの回答は、富岡町における放射線量、医療・介護・商業インフラなどの整備が不十分であることを如実に示すものである。

3. 富岡町内での今後の生活において必要だと感じていること

※〔1. 富岡町への帰還意向〕で「既に富岡町で生活している」と回答した方のみ

※複数回答可

※令和3年度からの新規回答項目については、令和3年度結果のみ掲載



5 小括

原告ら準備書面(5)において、避難指示解除から2年が経過した2019(平成31)年2月時点における復興状況を踏まえて、本件原発事故は、富岡町及び富岡町民に地域アイデンティティ喪失の危機をもたらしていること及び地域の分断が生じていることを論じた。

現地進行協議の結果(甲A第119号証)は、被告東電が起こした本件原発事故による本件地域社会の破壊(故郷の喪失)は、避難指示が解除されてもなお、容易に回復しないことが示している。そして、富岡町民は、変わり果てた「故郷」に戻るか、今まで培ってきた共同体から切り離された場所で生活を再構築するか、苦渋の選択を迫られ続けているが、いずれの選択をしても、従前の生活を取り戻すことはできないことが明らかとなった。

2022（令和4）年11月1日時点における富岡町民の避難者数は9,727人にのぼり、全国各地への避難が続いている状況に変化はなく（甲A第308号証）、町内の避難指示が帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の三分されたこと及び避難指示の指定によってもたらされた区域ごとの賠償格差は解消されることができないまま残されており、地域の分断が深刻化しているのである。

以上